

神戸大学 大学教育推進機構 大学教育研究  
第21号（2012年度） 2012年9月30日発行：107—122

全学共通教育における応答型講義づくりの試み  
—教養原論「教育学」（2012年度前期）の授業実践—

渡部 昭男

# 全学共通教育における応答型講義づくりの試み

## —教養原論「教育学」(2012年度前期)の授業実践—

渡部 昭男 (神戸大学 人間発達環境学研究科 教授)

### はじめに

大学設置基準等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）によって、第25条の3「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」が追加され、それまで努力義務であったファカルティ・ディベロップメント(FD)が組織的な義務づけとなった。こうした背景とは関係なく、筆者は受講生と共に講義を創ることに关心を寄せてきた<sup>1</sup>。本稿は、筆者が担当する全学共通科目「教育学」における応答型講義づくりの試みを紹介し、その成果と課題を踏まえて、神戸大学における「教養原論」のあり方について若干の提言を行うものである。

### 1. 教養原論「教育学」の概要

筆者は、前任校でも「教育と法」と題した一般教育科目を開講しており、神戸大学においてもほぼ同様の内容で教養原論「教育学」を担当することとした（2011年度～）。ここでは、2012年度前期の授業実践を紹介する。

#### (1) シラバス

教養原論「教育学」のシラバスは、以下のようである。なお、実際に行った内容等にそくして事後修正を加えている。

#### 【授業のテーマと到達目標】

テーマ：教育と法

学力低下、ゆとり教育からの転換、いじめ自殺なども契機となって、日本の教育の在り方への関心が高まっている。あわせて、中央レベルでは教育基本法が改定され、地方レベルでは大阪の橋下施策など、教育改革をめぐる国や地方の動きもあわただしい。課題の多い教育問題をどのようにとらえ直せば良いのか、受講生の多様な考え方を交流しながら、共に考えを深めて行きたい。

到達目標：

- 1) 自らの個人的な教育体験を、テキストに基づく15テーマで振り返り、共に共有しうる共通教養として新たに組み直す。
- 2) 日本の教育をめぐる論争点について知り、理解する。
- 3) 日本国憲法が教育に関してどのような考え方を探っているのかを理解し、自らの立ち位置を再確認する。
- 4) 受講後には、マスコミで報じられる教育問題に関して、その憲法学的な背景を含めて理解できるようになる。
- 5) 教育問題を手がかりにして、少しでもリーガルマインドを身につける。

#### 【授業の概要と計画】

第1回：ガイダンス、教育権論争（第①テキスト第1講）

第2回：未成年者的人権享有主体性（第2講）、児童の権利条約（第15講）

第3回：生徒の自己決定権（第3講）

第4回：日の丸・君が代と学校（第4講）

第5回：宗教と公立学校（第5講）

第6回：生徒と政治（第6講）

- 第7回：教育情報の本人開示と公開（第7講）
- 第8回：格差問題と「教育の機会均等」（第②テキスト）
- 第9回：中間レポートの書き方
- 第10回：教科書の検定・採択・給付・使用（第8講）
- 第11回：学校事故の賠償と防止（第9講）
- 第12回：親の教育の自由（第12講）
- 第13回：教師の「教育の自由」（第13講）
- 第14回：私立学校と憲法（第14講）
- 第15回：アンケート、期末試験

**【成績評価と基準】**

中間レポート+期末試験

**【学生へのメッセージ】**

自ら体験したこれまでの平面的な「学校教育」を、「社会」「法」をキーワードに立体的に見据えてみたい人なら、学部を越えて大歓迎。また、学年があがる程に課題意識も深まっているので、上学年での受講も大いに意味がある。半年間で一冊のテキストを学び終えた後の達成感と、視野の広がった自らへの充足感を是非味わってほしい。半年が過ぎてみると、新聞などの教育報道の論点や裏側も読めるようになっている自分に驚くことと思う。

**【今年度の工夫】**

ビデオなど視聴覚教材を用いる。また、毎回のカード形式による小レポートを紹介して意見交流を図る。

**【教科書】**

- ①米沢広一（2011）『憲法と教育 15 講（三訂版）』北樹出版
- ②渡部昭男（2006）『格差問題と「教育の機会均等」』日本標準

**【参考書】**

- ③市川須美子ほか（2012）『教育小六法 2012』学陽書房
- ④江川玲成ほか（2009）『最新教育キーワード（13 版）』時事通信社

**【キーワード】**

学校教育、個人的体験、社会的仕組み、日本国憲法、法令、市民的自由、リーガルマインド、教育報道、教育論争、読み解き

**【参考 URL】**

文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>

日本教育新聞社 <http://www.kyoiku-press.co.jp/>

**(2) 履修登録と単位認定**

法学部1回生を中心に99名の履修登録でスタートしたが、その後に6名が登録の取り消しを行った。単位認定は、「中間レポート50点+期末試験50点=100点」で行い、中間レポートを提出して期末試験を受けた78名全員が合格した（放棄者は15名／合格率は100%）。

**中間レポート 50 点**

テーマ：教育の機会均等～無償教育の漸進的導入～

テキスト『格差問題と「教育の機会均等」』に加えて、以下の文献を参照に、テーマに関する憲法解釈や社会状況の進

展、今後の展望及び貴方の考えをまとめなさい。

\*神戸大学学術成果リポジトリ Kernel <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/kernel/> 「渡部昭男」で検索。渡部昭男（2011）「無償教育の漸進的導入」に係る政策変容』『龍谷大学社会科学研究年報』(41)、102-121。

書式：A4版縦置き、40字×40行、表紙+4頁程度。表紙=タイトル・氏名・学籍番号。巻末=参考文献一覧、参考URL一覧を記載。注記=引用箇所等には註を打つ（Word脚注機能）。

提出：2012年7月3日（火）講義終了時

**期末試験** 50点

日程：2012年7月31日（火）

備考：テキスト・ノート・資料など持ち込み可能

\*索引を用いて、テキスト『憲法と教育15講』をしっかりと読み込んでおくこと（穴埋め+自由記述）。

期末試験では、テキストやノートを持ち込んだうえで、基本事項に関して穴埋めをさせるとともに(1点×40問=40点)、関心のある講を一つ選んで「①選んだ理由、②新しく得た知見、③受講前と受講後の自らの変容」を述べさせた。受験者78名が選んだ講は、「教育権論争」（第1講）～0名（0%）、「未成年者的人権享有主体性」（第2講）～4名（5%）、「生徒の自己決定権」（第3講）～10名（13%）、「日の丸・君が代と学校」（第4講）～21名（27%）、「宗教と公立学校」（第5講）～5名（6%）、「生徒と政治」（第6講）～4名（5%）、「教育情報の本人開示と公開」（第7講）～0名（0%）、「教科書の検定・採択・給付・使用」（第8講）～4名（5%）、「学校事故の賠償と防止」（第9講）～13名（17%）、「親の教育の自由」（第12講）～6名（8%）、「教師の「教育の自由」」（第13講）～3名（4%）、「私立学校と憲法」（第14講）～8名（10%）、「児童の権利条約」（第15講）～0名（0%）であった。大阪における教育条例の制定にかかわったマスコミ報道が盛んになされた時期であったためか、第4講の「日の丸・君が代と学校」が最も多かった。次いで多かつたのが、後で授業例を紹介する第9講の「学校事故の賠償と防止」であった。

渡部 (附属科学36 A442 部屋) sknowmly@port.kobe-u.ac.jp			
2012年度	火 1	学科 (該当を△印)	
月 日	講評	法12, 法11, 文, 國際, 発達, 経済, 経営, 理, 化, 工, 球, 海事	学籍番号
C2001			氏名
A : 講義時の「意見・感想」紹介について: 今日の難用語【】			
B : 本時の講義について （講義を受けた回には、感想にとどめず、以下の2点で質問し、読みあわせよう） 【①本時の講義で得た新たな知見を一つ以上】			
【②本時の講義への意見や疑問を一つ以上】			
【③本時の講義を既習事項や他科目と関連づけてみよう】			
C : なんでも感想・なんでも質問（ビデオ放送などを含む）			

\*講義終了時に必ず各自別に提出して下さい。  
※提出区分は、法2012、法～2011、文、國際、発達、経済、経営、理、化、工、球、海事  
※このカードで提出を確認します。要注意～欠席が1/5を超えると「未履修」となります。

### (3) 「カード」を用いた応答型の授業例

筆者は、第1～3回目の早い段階で一定の講義スタイルを確立し、筆者なりの講義文化を浸透させることを心がけている。すなわち、講義といえども一方的に講ずるのではなく、受講生も巻き込み、参画する楽しさと責任を共有するという講義文化である。具体的には、1回の対面授業90分を「前回のカード紹介15分、講話60分、ビデオ視聴15分（視聴中にカード記入）」というように配分し、「カード」を媒介にして「講話＆ビデオ視聴→カード記入（意見・質問・感想）→受講生への応答」というサイクルを創った。また、テキストを指定し、参考書や関連URLを紹介し、レポート課題を課すなどして、対面授業に加えて各自の自修が進むように配慮した。

まず、始業前の5分程度を使って、当日の学習予定についてあらかじめ板書を行っておく。右端に「前時 第〇講タイトル／カード紹介」、中央に「本時 第〇講タイトル／章節項目の箇条書き／視聴予定ビデオのタイトル」、左端に「次時 第〇講タイトル」という様式である。

2012年度に用いた「カード」(B5判)は、前頁のようである。カード紹介を幾度か繰り返すうちに、受講生も「カード」がどのように活用されるのかというイメージを掴み、講話＆ビデオ視聴中に書き込む要領を覚えて記載もスムーズになる。そして、応答の醍醐味が感じられるようになると、記載内容も良く考えられたもの、責任あるものへと変わっていく。回収後に講師控室にてさっそく出欠をチェックし、次回に採り上げる特徴的なカードをおよそ20件選んだ（毎回の出席約80名の4分の1）。手早く読めば、15分程度で紹介できる分量である。

#### 【授業例～第9講：学校事故の賠償と防止】

カード紹介と応答例を、第9講「学校事故の賠償と防止」について紹介する。

テキスト①（米沢広一『憲法と教育15講』）第9講の章節項目は、「1. 憲法17条と国家賠償法、2. 学校事故の類型、3. 授業中の事故、4. 校外活動中の事故、5. クラブ活動中の事故、6. 学校給食による事故、7. 教師の体罰による事故、8. 生徒のいじめによる事故、9. 障害児の事故、10. 親への通知義務、11. 学校施設設備の欠陥に基づく事故、12. 市と県の賠償責任、13. 災害共済制度、14. 学校災害救済条例、15. 事前防止」であり、この流れに沿って学習を進めた。視聴したビデオは「パリ・エコール・ノルマル200周年①自由から何を学べるか」であった。そして、次時の冒頭において以下のようなカード紹介を行った（以下のカードの記載事項については執筆者が特定できないように一部を加工している）。

#### ○体罰に関する体験や意見

- ・カード「学校教育法11条で体罰が禁止されていることに驚いた。私の母校は男子校であったが、教師が生徒を叩いたり、出席簿で小突いたりということは日常茶飯事だった。その行為はスキンシップという意味もあったと卒業した今となっては思う。体罰で訴えたという話は聞かなかったから許容範囲だったのだろう（そう思いたい）。」→渡部「体罰は学校教育法で明確に禁じられています。でも無くなつてはいません。」
- ・カード「中学校のある男性教師は授業中にうるさい女子生徒に『お口ミッフィー』と称してガムテープを口に貼っていた。意味不明な行為だが、色々とマズい気がする（女子生徒は嫌がってはいなかつたが）。」→渡部「本当なら悲しい現実です。」
- ・カード「教師が生徒に手を出すことを何回も見てきたが、生徒としては肉体的な苦痛より『教師に殴られた』という精神的な苦痛の方が大きいと思う。塾での体罰も禁止なのでしょうか。」→渡部「学校教育法の規定は塾にまでは及びませんが、子どもの精神的苦痛は学校も塾も変わりません。」
- ・カード「私も塾講師のバイトを始めて、生徒に〔親しさの表現といえども当人の了解なく不注意に～補足〕触らないように研修で注意されました。特に小学生相手なので、親の反応が恐ろしくヒステリックな時代だと感じた。」→渡部「学校教師と同様の留意点が塾講師にも求められるという体験談です。」
- ・カード「体罰は禁止されているが、指導のためには許されることがあり、少しあいまいな気がした。私は暴力では解決せず、諭すことで理解させるのが一番いいと思う。」→渡部「見識のある意見です。」

#### ○学校事故に関する体験や意見

- ・カード「柔道などの危険度の高い授業ではインストラクターなどの専門家を呼ぶことも考えられるのではないか。」→渡部「貴重な提言ですね。」
- ・カード「私は私立校で、体育では柔道が必修だったのですが、その時は全学年を柔道部の顧問の先生（経験者）が教えていました。」→渡部「こうした当たり前の配慮がなされた学校が増えてほしいものです。」
- ・カード「国立の小中学校出身です。小学校1・2年生の時に池田小の事件が起こりました。避難訓練がやたら厳しくなり、警備員が校門に二人配置されました（警備員さんは60代の男性でした）。確かに不審者を刺激しないように『水漏れが発生しました』と言われるとその発生した場所からなるべく遠い避難経路を通って避難していました。」→渡部「私も附属校の校長を務めていましたが、緊急時のマニュアルをつくり、訓練回数を増やしました。不審者を刺激するので『不審者が侵入しました』とは放送できません。そこで、ご指摘のようなアナウンスになったのです。警備員さんの配置にとどまらず、防犯ベルや監視カメラを何台も設置し、職員室には録画機器やモニターもありました。」
- ・カード「私立の高校のサッカーの試合中、落雷事故がありました。被害者の男子生徒は重い障害を負いました。今日学習したことと関連付け、もう一度その事例を調べてみようと思います。」→渡部「新しいことが分かれば教えて下さい。」

#### ○教師や学校の責任に関する感想や意見

- ・カード「教師には思った以上に責任がついてまわることが分かり、小中高の先生方への見方が変わった。特に多人数を扱うときは一人一人のアレルギーなども把握する必要があるので気が抜けない。」→渡部「アレルギーの把握などは、私の附属校では養護教諭さんが進めてくれました。」
- ・カード「教師は安全知識を備えている必要があり、そうでなければ過失になるということが分かった」
- ・カード「今回の授業で教師の責任はとても広いものだと感じました。しかし、今回出てきた事件では、確かに教師の責任だと思えるものが多く、教員の養成課程でもっと教えられるべきだと思います。」→（二つを併せて）渡部「そして教師になってからも、学校事故や防止に関する研修、最新の安全知識の修得が常に要請されています。」
- ・カード「高校の時、私は女子バレーボール部に入っていて、顧問の許可がないと朝練をさせてもらはず、練習終了時刻がとても厳格に決まっていたことに、もどかしさを覚えていた。この学校事故のことを学ぶと、そうせざるを得ないのかとも感じた。」→渡部「個人的な体験を広く教育施策や学校法制に位置づけ直してみると、見え方がまた異なってくるということが大切です。」
- ・カード「いじめの全容把握義務というのは無理があると思う。教師が見て見ぬふりをするのはいけないと思うが、全容までは知りえないのでは？教師は大変だと思うと同時に、今日学習したことを義務としてキッチリ行っている教師は少ないのではないかと思った。」→渡部「例えば『大津市のいじめ自殺』報道に関して、講義で学習した前と後とでは、皆さん自身の読み解きが違つてきましたか。是非またカードに書いて下さい。」
- ・カード「多くの教師に課されている義務に加えて、生徒が持つ多くの権利を考慮すると、教師の負担はかなり大きいものだと思う。しかし、子供の成長過程に自分も加わることができるのは、すごく面白くもあると、私は思います。」→渡部「教職に対する理解ある、素敵なおまなざしです。」
- ・カード「小学校からずっと教師にかかわって毎日過ごしてきたのに、教師の大変さや考えなければならない問題が本当にたくさんあったことを、ほとんど知らなかった。そういうことを学ぶ機会もなかった。若い教師が自殺したり、辞めることもニュースで見るが、こういうところも原因なのかなと思う。それだけ教師は責任をもつということを自覚しなければならないと気付いた。」→渡部「受験勉強だけでなく、高校段階でこのような『教養原論』を開講する必要もありますね。」

#### ○講話の補足や誤解の訂正

- ・カード「小学校で登山をしたときに、自分とあと二人がハチに刺されたら、校長が車をすっとばして病院までつれてってくれたの思い出した。」→渡部「病院の受診代など、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付や自治体の学校災害救済がどうなっていたかなどをさらに調べると良いですね。」

- ・カード「教師には刑事罰・民事罰・行政罰が科せられる可能性がある。」→渡部「教師に限らず、成人が人身事故を起こせば、刑事罰・民事罰に問われます。また、公務員であれば行政罰が、民間でも社内規定に基づく処罰が付随します。」
- ・カード「教育学の授業を受けていない教員がいるということですが、教育学部などで教育学がカリキュラムに組み込まれていない原因は何ですか？」→渡部「教員になる人は教育学の単位はとっていますが、皆さんのが学んだような『学校事故』関連の内容を必ず含んでいるとは限らないという意味です。」
- ・カード「私は今まで教育にあまり興味がなかったけど、今日の内容はとても興味がわきました。どれもとても重要な内容に感じたので、知らない教師がいるというのは問題だと思う。」→渡部「嬉しいカードですね。よく知らない教師は、加害者にも被害者にもなり易い存在です。教員養成や研修の大きな課題です。」
- ・カード「判例中の一郎・二郎というの匿名ですか？」→渡部「その通りです。判決文では実名ですが、引用する場合には仮名にしています。」

○ビデオ「エコール・ノルマル」に関する感想や意見

- ・カード「エコール・ノルマルの図書館は卒業生も利用でき、すばらしいことだと思う。食堂は1枚400円のチケットで利用できるということだったが、現役生だけなのだろうか。神戸大学には時々地域の人が来ているので、大学が地域の中心的存在であると実感する。」→渡部「神戸大学では図書館も食堂も地域に開かれていますね。」
- ・カード「エコール・ノルマルのように、在学生・卒業生が勉強できることに喜びを感じられる学校こそ、本当に素晴らしい学校なのだろう。」→渡部「本当にそうですね。神戸大学もそうありたいものです。」
- ・カード「学習に際して謙虚であれという言葉にすごく共感しました。」→渡部「その通りですね。」
- ・カード「勉強すればするほど、自分の無知さを知って、もっと勉強したくなるというのは確かだと思う。大学に入ってから少し視野が広がったが、まだまだ自分の知らないことがこんなにもあるんだなあと同時に思った。」→渡部「『知らないということを知る=無知の知』の大切さを、世界の大学と同様に、神戸大のキャンパスにもみなぎらせたいですね。」

○カード紹介に対する「A：導入時の『意見・感想』紹介について」欄での更なる反応

- ・カード「『お口ミッフィー』は体罰だと思うのですが、笑い話としてはアリですね。他者の身体は他者の所有物。」
- ・カード「体罰は禁止されているといつても、やはりまだ行われているのはよく知られたことだと思う。肉体的な痛みよりも精神的な苦痛の方が大きいというのは、とても共感できた。」
- ・カード「発生した事故の事例や避難訓練の話が印象的だった。」
- ・カード「学校で危険な事故の恐れのある授業を行うときにインストラクターをよぶというのは、私もとても良い考えだと思った。生徒にももう少し『責任』という言葉を浸透させるべきだと感じた。」
- ・カード「学校の先生の責任は思っているよりも重いということがよく分かりました。自分の学校は自由な校風がウリだったが、その中でも教師は【安全配慮のために～補足】目を配っていてくれたのだなあとと思いました。」

## 2. 受講生アンケートの結果と特徴

### (1) 調査の目的

神戸大学では、学生による授業評価アンケートが全学的な共通項目でなされている。それとは別途に、シラバスに掲げた目標がどの程度達成されているのか、応答型の講義スタイル（ビデオ視聴を含む）がどのように評価されているのかについて、受講生の意識を直接把握する目的で独自アンケートを実施した。

### (2) 調査の方法と回収状況

2012年7月31日、期末試験の際に、下記の項目で実施した（記名式）。期末試験を受けた78名全員から回答を得た（回収率100%）。

【終了アンケート】

A：シラバスには 5 項目の「目標」が掲げられていました。「目標」の達成具合に関して、貴方はどの程度満足していますか？ 該当の満足レベルに○をつけて下さい。

1) 自らの個人的な教育体験を、テキストに基づく 15 テーマで振り返り、共に共有しうる共通教養として新たに組み直す。

- 1)満足 2)ある程度満足 3)どちらともいえない 4)やや不満足 5)不満足

2) 日本の教育をめぐる論争点について知り、理解する。

- 1)満足 2)ある程度満足 3)どちらともいえない 4)やや不満足 5)不満足

3) 日本国憲法が教育に関してどのような考え方を探っているのかを理解し、自らの立ち位置を再確認する。

- 1)満足 2)ある程度満足 3)どちらともいえない 4)やや不満足 5)不満足

4) 受講後には、マスコミで報じられる教育問題に関して、その憲法学的な背景を含めて理解できるようになる。

- 1)満足 2)ある程度満足 3)どちらともいえない 4)やや不満足 5)不満足

5) 教育問題を手がかりにして、少しでもリーガルマインドを身につける。

- 1)満足 2)ある程度満足 3)どちらともいえない 4)やや不満足 5)不満足

B：「講義→カード記入→次時に紹介」といった応答型の講義についてお聞かせ下さい。

- 1)満足 2)ある程度満足 3)どちらともいえない 4)やや不満足 5)不満足

その理由（自由記述）：[ ]

C：教育に関わるビデオの視聴とビデオに関する感想の紹介

- 1)満足 2)ある程度満足 3)どちらともいえない 4)やや不満足 5)不満足

その理由（自由記述）：[ ]

【お願い】半年の授業実践を記録に残します。氏名は公表しませんが、毎回の感想カードの記述や今回のアンケートで特徴的な記載を活用させていただきます。ご了承下さい。

以下、アンケート項目を、「設問 1：教育体験を共通教養に組み直す」「設問 2：論争点を知り理解する」「設問 3：憲法的考え方を理解し自らの立ち位置を再確認する」「設問 4：マスコミ報道を憲法的背景から理解する」「設問 5：リーガルマインドを身につける」「設問 6：応答型の講義について」「設問 7：教育ビデオの視聴について」、と略す。

(3) 結 果

【回答者の属性：学部、年次、性別】

回答者 78 名の属性に関して、学部別にみると、法学部が 53 名 (68%)、その他が 25 名 (32%)／経済学部が 13 名 (17%)、経営学部が 8 名 (10%)、文学部が 4 名 (5%) であった。年次別にみると、2012 年度入学が 51 名 (65%)、その他が 27 名 (35%)／2011 年度入学が 26 名 (33%)、2009 年度入学が 1 名 (1%) であった。性別では、男が 46 名 (59%)、女が 32 名 (41%) であった。法学部、1 回生、男性が過半数であった。

教養原論は、受講定員の一定人数が特定学部に割り振られる。筆者の「教育学」は、100 名定員のうちの 50 名が、2011 年度は経営学部 1 回生、2012 年度は法学部 1 回生への配当であった。テーマが「教育と法」であることから、法学部生と他学部生とで授業評価に相違のあることが危惧される（2011 年度は独自アンケートを実施していない）。以下の特徴分析では、「法学部—他学部」の属性の違いにも留意する。

【単純集計】

各設問の単純集計は、表 1 のとおりである。「1)満足」の選択率の高い設問から順に示すと、「設問 6：応答型の講義について」60%、「設問 7：教育ビデオの視聴について」53%、「設問 2：論争点を知り理解する」41%、「設問 3：憲法的考え方を理解し自らの立ち位置を再確認する」40%、「設問 4：マスコミ報道を憲法的背景から理解する」36%、「設問 1：教

育体験を共通教養に組み直す」33%、「設問5：リーガルマインドを身につける」22%、であった。「1)満足」「2)ある程度満足」を合せた選択率は、いずれの設問も6割を越えた（「設問5：リーガルマインドを身につける」を除くと、8~9割台）。

表1 結果の単純集計 単位：件（%）

選択肢	1)	2)	3)	4)	5)	計	未回答
設問1	25 (33)	43 (57)	6 (8)	1 (1)	1 (1)	76 (100)	2
設問2	32 (41)	40 (51)	5 (6)	0 (0)	1 (1)	78 (100)	
設問3	31 (40)	35 (45)	11 (14)	0 (0)	1 (1)	78 (100)	
設問4	28 (36)	37 (47)	10 (13)	2 (3)	1 (1)	78 (100)	
設問5	17 (22)	33 (42)	25 (32)	2 (3)	1 (1)	78 (100)	
設問6	47 (60)	23 (29)	7 (9)	1 (1)	0 (0)	78 (100)	
設問7	41 (53)	30 (38)	5 (6)	2 (3)	0 (0)	78 (100)	

#### (4) 特徴

本稿のテーマである設問6「応答型の講義」に関しては、「1)満足」「2)ある程度満足」の小計が89%に上った。また、設問7「教育ビデオの視聴」については、実に91%であった。しかし、「3)どちらともいえない」「4)やや不満足」を選択した学生が、いずれも約1割存在した（「5)不満足」の選択はなし）。特徴をまとめ、若干の考察を行っておきたい。

#### 【法学部—他学部】による違い】

受講生の所属学部について、「法学部—他学部」で差があるかどうかを見た。5件法であることから「2×5分割表」を作成し、ウィルコクソン Wilcoxon の順位和検定を行った（表2）。

有意水準0.01未満であったのは「設問1：教育体験を共通教養に組み直す」「設問3：憲法的考え方を理解し自らの立ち位置を再確認する」、有意水準0.05未満であったのは「設問2：論争点を知り理解する」「設問5：リーガルマインドを身につける」「設問6：応答型の講義について」であった。「設問4：マスコミ報道を憲法的背景から理解する」「設問7：教育ビデオの視聴について」については、有意差は認められなかった。

シラバスに掲げる5目標のうち4つは、受講生の所属学部によって有意差が認められ、いずれも法学部の受講生の方が満足度は高かった。全学共通科目でありながらテーマが「教育と法」であったために、そうした傾向が現れたと推測される。しかし、「4：マスコミ報道を憲法的背景から理解する」という目標は、所属学部にかかわりなく同様の満足傾向となっている点は興味深い。

また、カードを活用して応答する内容が「教育と法」にかかわる事項であるので、内容に興味関心を抱く法学部生の方が「応答型の講義について」の満足度も有意に高かった。とはいっても、視聴覚教材を通した場合には具体的かつリアルに伝わるので、「教育ビデオの視聴について」は有意差がみられなかった点は興味深い。視聴覚教材は、所属学部や興味関心の違いの差を緩和する効果があると思われる。

表2 「法学部—他学部」別の集計

単位：件（%）

設問 1	1)	2)	3)	4)	5)	計
法学部	22(43)	26(51)	2(4)	1(2)	0(0)	51(100)
他学部	3(12)	17(68)	4(16)	0(0)	1(4)	25(100)
有意確率（両側） = 0.0031 < 有意水準 0.01 **						
設問 2	1)	2)	3)	4)	5)	計
法学部	25(47)	26(49)	2(4)	0(0)	0(0)	53(100)
他学部	7(28)	14(56)	3(12)	0(0)	1(4)	25(100)
有意確率（両側） = 0.0470 < 有意水準 0.05 *						
設問 3	1)	2)	3)	4)	5)	計
法学部	26(49)	23(43)	4(8)	0(0)	0(0)	53(100)
他学部	5(20)	12(48)	7(28)	0(0)	1(4)	25(100)
有意確率（両側） = 0.0023 < 有意水準 0.01 **						
設問 4	1)	2)	3)	4)	5)	計
法学部	19(36)	27(51)	6(11)	1(2)	0(0)	53(100)
他学部	9(36)	10(40)	4(16)	1(4)	1(4)	25(100)
有意確率（両側） = 0.5682 有意差なし						
設問 5	1)	2)	3)	4)	5)	計
法学部	16(30)	21(40)	14(26)	2(4)	0(0)	53(100)
他学部	1(4)	12(48)	11(44)	0(0)	1(4)	25(100)
有意確率（両側） = 0.0225 < 有意水準 0.05 *						
設問 6	1)	2)	3)	4)	5)	計
法学部	36(68)	14(26)	2(4)	1(2)	0(0)	53(100)
他学部	11(44)	9(36)	5(20)	0(0)	0(0)	25(100)
有意確率（両側） = 0.0292 < 有意水準 0.05 *						
設問 7	1)	2)	3)	4)	5)	計
法学部	30(57)	18(34)	4(8)	1(2)	0(0)	53(100)
他学部	11(44)	12(48)	1(4)	1(4)	0(0)	25(100)
有意確率（両側） = 0.3848 有意差なし						

## 【応答型の講義づくり】

表3に、設問6の自由記述をまとめた。カード記入で思考の整理になった、自分の考えをまとめる練習ができた、他の人の考え方・異なる意見・気づかない視点からの意見・考えが及ばなかった意見・色々な意見（感想）が聞けた、多様な考え方・新しい見方ができるようになった、考えが広がる、疑問が解決される、復習ができる、意欲的になった、やる気になった、嬉しい、刺激的だった、新鮮だった、等々の肯定的な記載が多くあった。また、「理解が深まる」「分かりやすい（い）」「質問がしやすい」「授業に参加できている感じが（する）」「自分の意見がしっかり読まれていることを確認できる」等々は、地味ではあるが、カード活用による応答型講義づくりのベーシックな意義といえよう。

なお、「紹介されないと…不安に思ってしまう」「書く事項が多くてまとめにくかった」といった指摘もあった。

表3 設問6「応答型の講義について」の自由記述（学部・選択肢・記載内容）

法	1	色々な人の感想が聞けて面白かったし、考えが広がるから。
法	1	記憶が新しいうちに抱いた疑問への解説をしてもらえるから。
法	1	講義を集中して聞くことができたし、他の人の意見も知ることができ、知見を広げることができた。
法	1	様々な立場や意見を知ることができ知見が広がるから。
法	1	斬新であった。
法	1	次時に自分の意見が紹介されると嬉しい。
法	1	次時に紹介してくださった際、コメントをいただけたのでとても良かったです。
法	1	自分以外の色々な意見が聞けて興味深かった。
法	1	自分以外の人の意見を知ることはできるのは、本当に良い機会だと思います。
法	1	自分では気づかない視点からの意見を知ることができ、多様な考え方ができるようになったから。
法	1	自分とは異なる意見や自分では考えが及ばなかった意見を知ることができ、刺激的だった。
法	1	自分のメモ代わりとなる（頭に残りやすい）し、紹介されるのでやる気になった。
法	1	前回の授業の復習、確認ができて、理解しやすかったから。
法	1	前回の内容を復習でき、また他の人がどのような意見を持っているのか分かるから。
法	1	その日、自分が学んだことが体系化できる点が良い。
法	1	他の学生の意見が聞けて知見が広がったから。
法	1	他の人の意見を知ることができ良かったから。
法	1	他の人の感想を聞くことが興味深かった。
法	1	他の人の様々な意見が聞けていい刺激になりました。
法	1	次の授業で紹介しコメントしてくれたので、他の人の意見や考え方方が分かった。
法	1	同年代の人が同じ問題について同じ講義を受けてどう感じたかを聞くことができ、さらに先生の教育体験等を交えた話を聞けたので、新たな知見がたくさん増えた。
法	1	特に不自由はなかったので。
法	1	なんとはなしに聞くのではなく、カードでまとめる事により、思考の整理に役立った。
法	1	毎時間、自分の考えを上手くまとめる練習ができたから。
法	1	皆の様々な視点からの意見を聞けて良かったです。
法	1	分かりやすく、自分でも内容を整理できた。
法	1	（未記入）1件
文	1	様々な意見を聴けて参考になった。
文	1	毎回、前回の授業を思い出せるから。
営	1	応答型の講義はあまり受けたことがなかったので新鮮だった。 自分の意見がフィードバックされるのは授業に参加できている感じがして良かった。
営	1	自分が持った疑問が解決され、また他の人がどのように感じたのかを知ることができたから。
営	1	他の学生がどのような意見を持っているか知れた。
営	1	自らが意欲的に次の授業に取り組もうと思えるから。
営	1	（未記入）1件

済	1	様々な人の意見や教育経験が聞けて興味深かった。
済	1	しっかり前の授業の復習ができた。
済	1	他者の考えを聞くことができるため。
済	1	(未記入) 1 件
法	2	授業を聴きながら、気付いた点をまとめ視覚化することができたため。
法	2	少し復習がしにくい制度だと思いました。
法	2	前回の講義の復習・確認が行えた。授業参加者の様々な観点からの指摘があり興味深かった。
法	2	前講で気になったことを拾ってくれるのは良い。 しかし、本講義とのメリハリがうまくついてなかったように感じた。
法	2	他人の考え方や経験が知れて、新しい見方ができるようになった。
法	2	周りの学生が自分になかった視点で授業について書いているのが興味深かった。
法	2	(未記入) 8 件
文	2	質問がしやすく、また他の学生の感想も参考になった。 紹介の基準が分からないので紹介されないと外れなことを書いたのかと不安に思ってしまう。
営	2	自分の意見がしっかりと読まれていることを確認できる。
営	2	知識の理解が深まるから。
営	2	(未記入) 1 件
済	2	講義に関する他の受講生の意見等を知れたので良かった。
済	2	紹介によって他の人の意見を聞くことができた。
済	2	他の学生の感想が知れるのはよい。
済	2	(未記入) 2 件
法	3	(未記入) 2 件
文	3	(未記入) 1 件
済	3	書く事項が多くてまとめにくかったです。
済	3	(未記入) 3 件
	4	(未記入) 1 件

注：(未記入)については、学部別に件数を示した

**【教育ビデオの視聴】**

視聴したビデオ（DVD）を一覧にすると、以下の 8 本である。

- (1) 「ヨーロッパからの“新しい風”④教育で国の未来を切り開け」(NHK 総合「クローズアップ現代」2008年1月31日放映／30分)
- (2) 「シリーズ世界の学校⑤フランス編～フレネ学校の子どもたち～」(テレビ静岡「テレビ寺子屋スペシャル」1990年?月放映／60分)
- (3) 「パリ・エコール・ノルマル 200周年①自由から何を学べるか」(NHK 教育「ETV 特集」1994年11月16日放映／45分)
- (4) 「ことばあふれ出る教室～横浜市立盲学校～」(NHK 総合「ドキュメントっぽんの現場」2007年5月10日／30分)
- (5) 「教育基本法 改定の論点」(NHK 総合「ニュース解説 時論公論」2006年5月8日放映／10分)

- |   |
|---|
| (6) 「経済格差 学びの場にも… “奨学金が返せない” 学業を断念する若者」(NHK 総合「ニュースウォッチ 9」2009年7月3日放映／5分) |
| (7) 「秩父の通過儀礼；その② 子どもザサラから水祝儀まで」(姫田忠義作成・演出・脚本 [2006]「日本の姿 第17巻」紀伊国屋書店／38分) |
| (8) 「鳥取大学地域学部学生コミュニティ・スクール視察研修」(なんぶ SAN チャンネル [ケーブル TV] 2010年8月?日放映／10分)  |

教育ビデオの視聴は、シラバスの目標でいえば、「1：教育体験を共通教養に組み直す」「2：論争点を知り理解する」「4：マスコミ報道を憲法的背景から理解する」と密接にかかわる。

受講生は「自らの教育体験が全てである」と思いがちである。個人的な教育体験を共通教養に組み直すには、「広い世界や日本の各地、人間のあゆみの時々において、貴方の教育体験は様々な教育事象の一つに過ぎない」ということを知らせる必要がある。(1)はイギリスとフィンランド、(2)(3)はフランス、(4)は盲学校に関する映像である。学校教育からさらに視野を広げる意味で、通過儀礼（子ども組）、地域教育にかかわる(7)(8)も追加した。また、テキスト②『格差問題と「教育の機会均等』および中間レポートの課題にあわせて、(5)(6)を見せた。

表4に設問7の自由記述をまとめた。様々な学校教育・色々な教育のあり方・多様な教育の形を知ることができた、様々な知識が得られた、現場をリアルに知ることができた、視野が広まった、分かりやすかった、テーマにあっていた、内容・質がよかったです、等々の記載があった。こうした記載内容からは、上述のビデオ視聴のねらいが所属学部にかかわりなく感受されていることが分かる。加えて、同じビデオを観ても受講生によって感想が多様であることの新鮮さが記されていた。

一方で、一本のビデオを数週にわたって分割して鑑賞することの問題点の他にも、「ビデオが古すぎる」「最新のテーマも（扱ってほしい）」「手元に残る資料が（ほしい）」等の指摘もあった。

表4 設問7「教育ビデオの視聴について」の自由記述（学部・選択肢・記載内容）

法	1	自分でビデオ入手して見るには時間も手間もかかるが、全体でみると手間が省け、意見交換もできる。
法	1	日本で馴染んだ教育とは異なる様々な学校教育のあり方を知ることができとても面白く興味深かった。
法	1	これまで自分が受けてきた教育とはかなり異なる教育現場を見てそれぞれの利点・不利を考えられた。
法	1	教育の現場をリアルに知ることができたから。
法	1	どれも興味深い内容であった。
法	1	他国の教育状況はニュースなどでは分からず。きちんと時間をとて知れたのは有意義だった。
法	1	内容がとても良かった。
法	1	もし授業に出ていなければ絶対に知りえなかった内容について学習でき、視野が広まったため。
法	1	世界には様々なスタイルの学校があると知ることができました。
法	1	外国の教育制度と日本のものを比べて、互いの欠点・利点を発見できたから。
法	1	自分が点訳サークルで関わっている人たちの教育現場について少しだが知ることができたから。
法	1	私たちが受けてきた教育とは異なる形式の教育を知ることができたから。
法	1	色々な教育のあり方があるという事が視覚的によく分かった。
法	1	フランスの学校などを見る機会はないので興味深かった。
法	1	資料としてのビデオの質がよかったです。
法	1	“百聞は一見にしかず”のように、見ることによって知識の幅が広がった。
法	1	それぞれの国や地域によって、様々な教育があることを知ることができたから。

	同じビデオを視聴しているのに皆それぞれ色んな意見を持っていることを知ことができたから。
法 1	多様な教育の形があることを知れてよかったです。
法 1	自分とは異なる意見や自分では考えが及ばなかった意見を知ることができ、刺激的だった。
法 1	自分が知らなかつた教育の方法、内容を知ることができたから。
法 1	(未記入) 10 件
営 1	他の国の教育制度など様々な知識を得られたから。
営 1	私たちが受けた教育方法と大きく異なつて驚き、その独自の方法が新鮮で知的好奇心が高まつた。
営 1	今まで知らない学校の特別な方針について知ることができた。
営 1	興味深いビデオばかりで面白かった。
営 1	(未記入) 1 件
済 1	教育の自由というものを実践する学校をビデオで見て、可能性をとても感じた。純粹に面白いと感じた。
済 1	映像だと印象に残るし、興味深い内容のもののが多かつたから。
済 1	フレネ学校の教育の雰囲気が新鮮でとても面白かった。
済 1	映像を通すと分かりやすかったです。
済 1	全部それぞれテーマに合つていて興味深かつた。
済 1	(未記入) 1 件
法 2	日本以外の学習法を知った。
法 2	面白かった。
法 2	ビデオに関しては、手元に残る資料があれば完璧であった。
法 2	フレネ学校が一番面白かったです。
法 2	ビデオが古すぎる。
法 2	自分では普段あまりあのような番組を見ないため、知ることができて良かった。
法 2	日本に限らない他国の教育制度の一端が垣間見えた。
法 2	(未記入) 10 件
文 2	文献や口頭での紹介よりイメージがしやすく良かった。 ただ、一気に見るのではなく少しづつ流されたので前回の内容を思い出すのに時間がかかった。
文 2	海外の教育事情を知ることができてよかったです。
営 2	個人的にはフレネ学校とエコール・ノルマルが考え方や発想が日本と異なつていて面白いと思った。 株式会社の学校など、最新のテーマもクローズアップしてくれればなお良かった。
営 2	様々な教育に触れられるから。
営 2	世界で見れば日本の学校教育もやり方の一つに過ぎないのだなと客観的に見ることができた。
済 2	これまで知らなかつた海外での授業の様子などが知れたので良かったです。
済 2	息抜きになった。
済 2	ビデオなので印象に残りやすく、内容も今まで聞いたこともないものばかりで、面白かったです。
済 2	特色ある教育の現場について考えることができたため。
済 2	(未記入) 3 件
法 3	純粹にビデオとして楽しんでしまい、頭に入つてこなかつた部分があるので。
法 3	(未記入) 3 件

文	3	(未記入) 1件
	4	もっといろんな種類のビデオが見たかった。
	4	意外と印象に残りにくいから。

### 3. 「教養原論」への提言

#### (1) 教養原論における応答型講義づくりの可能性と限界

本稿により、受講定員 100 名の科目においても、カードを活用するなどして応答型の講義づくりのできることが示された。また、テキスト主体の講義に視聴覚教材を適切に組み込むことで、所属学部による興味関心の相違を緩和し、応答をスムーズにできることも示唆された。飯吉（2009）<sup>2</sup>は、「多人数授業では、多様な学生がともに学びあえる利点を生かし、他者理解や自己の相対化・客観化を図ることに重点を置くことも有効である」(p. 48) と述べており、本稿はこの指摘の妥当性を追試したことにもなる。

とはいっても、受講定員が 100 名の講義での応答には限界があり、満足するに至らなかった者を 1 割ほど残す結果となった。少人数ゼミでの応答の質と量に太刀打ちできないことは明らかであり、1 回生からかまたは学年が上がるにつれて、少人数ゼミの機会を保障すべきと思われる。

神戸大学では授業改善のために、「神戸大学うりぼ一ネット」を通して Web による「授業評価アンケート」を各学期末に実施している。しかし、既存のカリキュラムの枠内で受講できた科目にのみコミットさせるだけで良いのであろうか<sup>3</sup>。また、各科目がシラバスに掲げる目標との関連において受講生の評価を直接確かめるには、全学的に実施される「授業評価アンケート」だけでは不十分であろう。

#### (2) 「教養ある人間」の形成～大学組織と教員個々による協働を

神戸大学では、神戸大学教学規則（2004 年 4 月 1 日制定）によって、授業科目を「教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学、専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む）、関連科目、資格免許のための科目、その他必要と認める科目」の区分で構成している（他に、外国人留学生のために「日本語及び日本事情に関する科目」を置くことができる）。

神戸大学は 2002 年に「教育憲章」を制定しており、教養原論もまた、この「教育憲章」に則して創られることが期待される。筆者の「教育学」も、この「教育憲章」に寄与したかどうかが問われる。

神戸大学は、国が設置した高等教育機関として、その固有の使命と社会的・歴史的・地域的役割を認識し、国民から負託された責務を遂行するために、ここに神戸大学教育憲章を定める。
<b>(教育理念)</b>
1 神戸大学は、学問の発展、人類の幸福、地球環境の保全及び世界の平和に貢献するために、学部及び大学院で国際的に卓越した教育を提供することを基本理念とする。
<b>(教育原理)</b>
2 神戸大学は、学生が個人的及び社会的目標の実現に向けて、その潜在能力を最大限に發揮できるよう、学生の自主性及び自律性を尊重し、個性と多様性を重視した教育を行うことを基本原理とする。
<b>(教育目的)</b>
3 神戸大学は、教育理念と教育原理に基づき、国際都市のもつ開放的な地域の特性を活かしながら、次のような教育を行う。
(1) 人間性の教育：高い倫理性を有し、知性、理性及び感性の調和した教養豊かな人間の育成
(2) 創造性の教育：伝統的な思考や方法を批判的に継承しつつ、自ら課題を設定し、創造的に解決できる能力を身につける

た人間の育成

(3)国際性の教育：多様な価値観を尊重し、異文化に対する深い理解力を有し、コミュニケーション能力に優れた人間の育成

(4)専門性の教育：それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担うことのできる、深い学識と高度な専門技能を備えた人間の育成

(教育体制)

4 神戸大学は、教育理念と教育原理に基づき、その教育目的を達成するために、全学的な責任体制の下で学部及び大学院の教育を行う。

(教育評価)

5 神戸大学は、教育理念と教育原理が実現され、教育目的が達成されているかどうかを不斷に点検・評価し、その改善に努める。

(平成14年5月16日制定)

「教養原論」ないし「教養」をどのように捉えるかは幅広く、実態としては教員個々の裁量に委ねられている。とはいっても、神戸大学の「教育憲章」を踏まえて、日本国憲法の23条「学問の自由」と26条「教育を受ける権利」をいかに整合的に具体化し実現していくかについて、大学組織と教員個々の双方の営みと協働が要請されよう。

その際に、飯吉（2009）の「教養」論は、神戸大学においても大いに参考にならう。飯吉は、「日本の大学における学士課程教育の全専攻分野共通の学習成果である「学士力」の議論を深めるためには、21世紀型の「教養ある人間」像と、彼らの持つべき「教養」とは何か、大学はその育成をどのように担うべきかという問題を考える必要がある」（p. 40）としている。詳細は当該論文をお読みいただくとして、「大学は、21世紀の個人の幅広い責務・立場を理解し、市民的および職業的側面も含む生き方と責任を、社会との関係において自ら模索していける教養ある人間の育成を大学なりの形で担っていく責務がある」（p. 47）との主張を含む飯吉の論考は、公論の場に相応しい素材を提供してくれている。

神戸大学では、学生の投票によって毎学期の「ベスト・ティーチャー」（複数名）が選ばれている。氏名公表と表彰がこれまでなされてきたが、さらに踏み込んで、「ベスト・ティーチャー」の授業実践を大学全体の共有財産とする工夫が待たれる<sup>4</sup>（例えば『大学教育研究』誌上での実践紹介など）。そして、『大学教育研究』誌を神戸大学における「教養ある人間」像の論議と実践交流の場にできれば面白いであろう。

〔謝辞〕

『大学教育研究』に投稿の機会を下さった大学教育推進機構の皆様に感謝を申し上げます。

<sup>1</sup> 鳥取大学附属図書館「研究成果リポジトリ」(<http://repository.lib.tottori-u.ac.jp/Repository/>) から入手できるものとして渡部昭男（2008）「応用科目としての「地域教育福祉論」の取り組み—2007年度における授業実践のまとめ—」『地域学論集（鳥取大学地域学部紀要）』5(1)、渡部昭男（2011）「地域を創る教育福祉—「障害児教育言論」の授業実践—」『地域教育学研究』3(1)、神戸大学附属図書館「学術成果リポジトリ」(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/kernel/>) から入手できるものとして渡部昭男・可児みづき・亀澤朋恵（2012）「TA参加による応答型の講義づくり：博士課程院生へのプレFDの試み」『教育科学論集』(15)、などがある。

<sup>2</sup> 飯吉弘子（2009）「「21世紀型」教養教育の再検討—日米比較と産業界要求・教育実践の視点から—」『教育学研究』76(4), pp.40-53／CiNii オープンアクセスにて入手可能。なお、上記の渡部ら（2012）では受講登録約240名・約180名の2科目における応答型講義づくりの試みを紹介しているが、受講生のカードに目を通して納得のいく形で応答するには多人数過ぎる。100名を越えた場合にはティーチング・アシスタント（TA）の協力抜きには困難であろう。

<sup>3</sup> 例えは、筆者が大学生時代には、学生が有志でゼミナールを企画し、チューター教員さえ依頼できれば正規科目にすることができた。1回生からゼミナールを自主運営できた体験は、実に貴重であったと思う。仮に今このような仕組み

を神戸大学に設けたとして、果たして幾つのゼミナールが立ち上がるかはまことに心許ないが、こうした回路を開くことによって学生（青年・若者）のより能動的な参加・参画や潜在可能性を育むことが期待できよう。

<sup>4</sup> 例えば、人間発達環境学研究科（発達科学部）ではFDを教授会後に定例開催しており、「ベスト・ティーチャー」受賞者の講話も含まれている。